

「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」開催要綱

1 目的

サイバー空間と実空間の一体化が進む Society5.0 ではデータの重要性が高まり、データ流通を支える基盤として、データの信頼性を確保する仕組みであるトラストサービスが必要となる。

トラストサービスの中でも、組織が発行するデータの信頼性を確保する仕組みは、請求書や領収書をはじめとする組織内外における様々な書類のやり取りの電子化を一層促進し、業務改革や生産性の向上等に資することが期待される。

かかる観点から、国際的な動向を踏まえつつ、組織が発行するデータの信頼性を確保する制度について検討するため、本検討会を開催する。

2 名称

本検討会は、「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」と称する。

3 検討事項

- (1) 組織が発行するデータの信頼性を確保する仕組みが有効なユースケース
- (2) 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度の枠組みに関する事項
- (3) 当該枠組みにおけるトラストサービスの認定基準等に関する事項
- (4) その他

4 構成及び運営

- (1) 本検討会の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- (2) 本検討会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、検討会構成員の互選により定めることとし、座長代理は座長が指名する。
- (4) 座長は、本検討会を招集し、主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本検討会を招集し、主宰する。
- (5) 本検討会の構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- (6) 本検討会には、必要があるときは、必要と認める者を本検討会の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (7) 座長は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (8) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本検討会は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本検討会で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については非公開とする。

6 その他

本検討会の庶務は、総務省サイバーセキュリティ統括官室がこれを行う。

「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」構成員等

(敬称略・五十音順)

【構成員】

新井 聡	株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト ITビジネス本部 プラットフォームサービス推進部 電子認証サービスグループ 主査
伊地知 理	一般財団法人日本データ通信協会 情報通信セキュリティ本部 タイムビジネス認定センター長
岡田 勲	日本電気株式会社 サイバーセキュリティ戦略本部 本部長代理
小川 博久	日本トラストテクノロジー協議会 運営委員長
小木曾 稔	一般社団法人新経済連盟 政策部 部長
小田嶋 昭浩	電子認証局会議 事務局
堅田 英次	東京海上日動火災保険株式会社 IT企画部 次長 兼 企画グループ 課長
小松 文子	長崎県立大学 副学長
小松 博明	有限責任あずさ監査法人 東京IT監査部 パートナー
柴田 孝一	トラストサービス推進フォーラム 企画運営部 会長
渋谷 秀人	富士通株式会社 金融ビジネス本部 イノベーション戦略部 シニアエキスパート
袖山 喜久造	SKJ総合税理士事務所 所長
手塚 悟	慶應義塾大学 環境情報学部 教授
中田 秀明	公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 法務委員会 委員長
中村 信次	株式会社日立製作所 公共ビジネスイノベーション本部 公共戦略企画部 部長
濱口 総志	慶應義塾大学 SFC 研究所 上席所員
宮内 宏	宮内・水町法律事務所 弁護士
山内 徹	一般財団法人日本情報経済社会推進委員会 常務理事
若目田 光生	一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会 データ戦略WG 主査 株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 上席主任研究員

【オブザーバー】

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室
内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付
金融庁総合政策局総合政策課フィンテック室
法務省民事局商事課
財務省主税局税制第一課
経済産業省商務情報政策局総務課情報プロジェクト室
経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課